郡山市告示第321号

郡山市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年郡山市条例第17号)第９条及び第10条の規定に基づき、放置されている自転車等を次のとおり移動し、保管した。

令和８年11月５日

郡山市長　椎根　健雄

１　移動し、保管した年月日

令和８年９月１日から令和８年９月28日まで

２　移動し、保管した場所

移動を行った場所	保管した場所
別紙のとおり	郡山市撤去自転車等保管場所 （郡山市字東宿17番６　郡山駅西口第二自転車等駐車場内）

３　保管した自転車等の台数

自転車　　13台

４　保管した自転車等の返還を行う場所、期間及び時間

(1) 返還を行う場所　郡山市撤去自転車等保管場所
（郡山市字東宿17番６　郡山駅西口第二自転車等駐車場内）

(2) 返還を行う期間　告示の日から60日間

(3) 返還を行う時間　午前９時から午後６時まで

５　保管した自転車等の返還の際、当該保管自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が支払うべき金額（移動及び保管に要した費用の徴収）

(1) 自転車　　１台につき2,000円

(2) 原動機付自転車　　１台につき4,000円

※ 移動し、保管した日前において、当該自転車等の盗難の届出をしていた場合は、その証明となるものを提示することで免除とする。

６　保管した自転車等の返還の際に必要な事項

利用者等が保管自転車等の返還を求める際には、保管自転車等のかぎその他の当該自転車等の利用者等であることを証明できるものを提示しなければならない。

別　紙

公共の場所に放置されていた自転車の移動、保管一覧

		車種・台数	
移動日 （保管開始日）	放置されていた場所	自転車	原動機付 自転車
令和8年9月1日	郡山市駅前２丁目地内	1台	
令和8年9月3日	郡山市方八町２丁目地内	1台	
令和8年9月7日	郡山市駅前２丁目地内	3台	
令和8年9月9日	郡山市開成３丁目地内	1台	
令和8年9月10日	郡山市駅前２丁目地内	1台	
令和8年9月15日	郡山市駅前２丁目地内	1台	
令和8年9月16日	郡山市駅前２丁目地内	1台	
令和8年9月18日	郡山市駅前２丁目地内	1台	
令和8年9月25日	郡山市駅前２丁目地内	1台	
令和8年9月25日	郡山市方八町１丁目地内	1台	
令和8年9月28日	郡山市駅前２丁目地内	1台	
	計	13台	